

様式5 - 1

議 案 の 提 出（その1）
（法第112条の規定によるもの）

発議第 8 号

米沢市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により
提出します。

令和 4 年 11 月 25 日

提出者	米沢市議会議員	中 村 圭 介
賛成者	〃	成 澤 和 音
	〃	島 貫 宏 幸
	〃	小久保 広 信
	〃	堤 郁 雄
	〃	佐 藤 弘 司
	〃	高 橋 英 夫
	〃	井 上 由紀雄

米沢市議会議長 様

発議第 8 号

米沢市議会委員会条例の一部改正について

米沢市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

米沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

米沢市議会委員会条例（昭和 4 1 年米沢市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条に次の 2 項を加える。

- 3 委員長が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会にオンラインにより出席する場合は、副委員長が委員長の職務を行う。
- 4 委員長及び副委員長ともにオンラインを活用した委員会にオンラインにより出席する場合は、年長の委員が委員長の職務を行う。

第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会開催の特例）

第 1 5 条の 2 委員長は、次に掲げる場合において必要と認めるときは、オンラインを活用した委員会を開催することができる。

- (1) 災害等の発生、感染症のまん延等やむを得ない事由により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合
 - (2) 育児、介護等やむを得ない事由により委員会を招集する場所に参集することが困難である委員から、オンラインを活用した委員会の開催の求めがある場合
- 2 前項の場合において、委員会にオンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
 - 3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、出席委員とみなす。

第 2 0 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、オンラインを活用した委員会は、秘密会とすることができない。

第 2 1 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインにより出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第25条に次の1項を加える。

- 3 公述人は、オンラインを活用した公聴会においてオンラインにより出席することができる。

第28条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書は、オンラインにより出席する公述人には適用しない。

第29条第3項を第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の参考人には、米沢市議会基本条例（平成24年米沢市条例第27号）第5条第4項に規定する請願及び内容が請願に適合する陳情の提出者を含むものとする。

第29条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 参考人は、オンラインを活用した委員会においてオンラインにより出席することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。